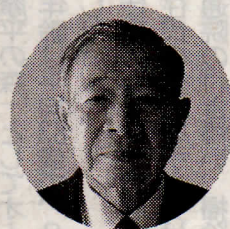


経中 論壇

経営支援NPOクラブ
吉野 洋一



最近の人手不足の中でも、建設業に携わる職人の不足がとりあげられることが多い。報道によれば、オリンピック関連工事や昨年多発した災害に対応した復興・復旧工事に、多くの職人が従事していることが原因のようである。

型枠工、左官、とび工、鉄筋工などの建設職人、つまり建設業の技能労働者は、ピーク時の平成9年の455万人から平成27年には331万人

と大幅に減少し、しかも高齢化が進み、若年労働者がなかなか入ってこないという問題がある。建設業の場合、近年の低賃金や3K(「きつい」、「汚い」、「危険」というイメージが強い)ため、若者が入ってきにくい状況もあるが、今後社会資本や民間の建築物の担い手の役割を果たせるのか、懸念されるところである。先の国会で可決成立した外国人労働者の受け入れを広げる改正出入国管理法が建設業を対象にしたのもこうした背景によるものである。

公共工事では、平成26年のいわゆる担い手3法(「公共

懸念される建設職人不足

工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」および「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保を図るため、予定価格の適正な設定、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる歩切りの根絶、低入札価格調査基準または最低制限価格の設定・活用、適切な設計変更、工事の性格や地域の実情に応じた入札契約方式の選択・活用、発注や施工時期の平準化、下

請契約を含む請負契約の適正化、公共工事に従事する者の賃金、安全衛生などの労働環境の改善等が重視されるようになった。

ただ、市町村を含めた全ての公共工事の発注者が同じ認識を持って取り組めるかが課題となっている。また、民間工事でも、発注者が公共工事と同じ認識で対応してもらえないのが大きな課題となろう。

なお、将来にわたり建設業の担い手を確保する上で、技能労働者のキャリアアップの道筋を示すことや技能労働者が適正な評価と処遇を受けられることが重要であるため、技能労働者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築に向け、官民で検討を進めてきている。昨年末システム開発を終え、本年4月の本運用に向け業界あげての取り組みと積極的な活用が望まれる。

「キャリアアップシステム」活用が望まれる

る。